

新宿区教育委員会会議録

平成29年第3回定例会

平成29年3月3日

新宿区教育委員会

平成29年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年3月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 田 史 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
学校運営課長	山 本 誠 一	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	大 友 文 敬	統括指導主事	篠 塚 幸 次

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第 9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正す
る規則
- 日程第3 第11号議案 教育財産の用途廃止について

報 告

- 1 平成28年度新宿区立学校表彰について（教育調整課長）
- 2 平成28年新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について（教育支援
課統括指導主事）
- 3 平成29年度新入学学校選択制度・中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営
課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 それでは、ただいまから平成29年新宿区教育委員会第3回定例会を開会をさせていただきます。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎ 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第11号議案 教育財産の用途廃止について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第10号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第11号議案 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

第9号議案から第11号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第3回教育委員会定例会議案概要を御覧ください。

第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正等に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行うもので、既に本年の1月の臨時会におきまして御審議いただいた条例改正を受けて、規則に反映するものでございます。改正内容の概要について御説明いたします。

内容につきましては、1として、子の対象範囲の拡大というところで、一般の里親として職員が養育する児童を加え、深夜勤務等の制限の対象とするといったところでございます。

2につきましては、介護休暇につきまして、介護休暇の取得期間の合計が6月以下であれば3回以まで分割取得を可能とするなどの改正でございます。

それから、3点目は、介護時間制度の導入ということでございまして、1日につき2時間以下で取得ができるといった内容でございます。

また、4点目は、用語の整理、引用条項の整理といったところでございます。

また、こちらは、成立要件といたしまして、条例改正が原案どおり可決し、また、特別区人事委員会の承認を得たときに成立をするといった要件がございます。

施行期日は公布の日でございます。

では、第9号議案の新旧対照表を御覧ください。

条例改正を受けた手続などの規定整備でございますが、改正に則した主なところを紹介させていただきます。

まず、第5条の2、「休憩時間」になります。第3項第1号になりますが、こちらは保育所に「等」を加えまして、こども園なども含めるとともに、こちらは概要で説明した、子の対象範囲の拡大の規定を記載するものでございます。

また、第8条、「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」、こちらは新設でございますが、こちらも子の対象範囲の拡大を規定するものでございます。

続いて、第5項第4号になります。こちらも新設でございますが、同様の内容の規定となっております。

また、第8条の2第6項第4号、こちらも新設ですが、同様に子の範囲を拡大するものでございます。

それから、第30条、こちらは、介護休暇についての内容でございます。

第2項になりますが、こちらは、先ほど御説明した、3回を超えて、かつ通算して6カ月を超えない範囲で指定する期間に介護休暇を承認するものです。以降、介護休暇を承認した期間を「指定期間」と表記いたします。その指定期間の内容を承認したり、申請したりといった手続上の規定が第3項以下の記載となっております。

また、第8項まで、指定期間の計算、第9項、第10項につきましては、介護休暇の再取得についての「指定期間」の規定がそれぞれ加わっているものでございます。

それから、介護時間、第30条の2、こちらは介護時間と介護休暇との調整、部分休業との調整、また、証拠書類や申請方法について新たに規定するものでございます。

附則として、規則改正前後の規定の適用に係る経過措置を定めるものです。

これ以降、様式の新旧となり、改正に則した内容で修正するものでございます。

議案の最後に特記事項がございます。この規則改正については、条例の改正が原案どおり

可決、また、人事委員会での承認を得たときに成立するという条件となっております。

それでは、第9号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正等に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、議案概要を御覧いただきまして、第10号議案の説明に入ります。

新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。第9号議案と同様、条例の一部改正に伴いまして、規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

改正内容です。1としては、介護時間により勤務しない時間を、勤勉手当の算定の基礎となる欠勤等日数に加えるものでございます。

また、2は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間の合計が30日を超えない場合は、欠勤日数等に加えないといった規定でございます。

成立要件は、第9号議案と同様でございます。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、第10号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表を御覧ください。先ほどの概要で御説明いたしました内容を規定に反映しているものでございます。

第10号議案の特記事項がございますが、第9号議案と同様でございます。

それでは、第10号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正等に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、次に第11号議案を御覧ください。教育財産の用途廃止についてでございます。

1の物件の表示については、名称は旧学校施設ということで、新宿区立愛日小学校屋内運動場でございます。所在地が新宿区北町26番地。種別、建物でございます。

2の用途廃止の年月日は、平成29年4月1日。

3の区長への引き継ぎ年月日は、平成29年4月1日でございます。

また、4の理由でございますが、愛日小学校については、平成26年度に、新校舎建設に向けて旧校舎を取り壊すために用途廃止を行いました。屋内運動場部分については学校施設開放事業の一環として開放を行うため、校舎仮移転後も引き続き教育財産としていたものでございます。このたび、愛日小学校新校舎の落成に伴い、旧屋内運動場を教育委員会として保有する必要がなくなったことから、教育財産としての用途を廃止し、区長部局へ引き継ぐ

ものでございます。

5の添付資料でございます。案内図、施設配置図、平面図を添付してございます。

屋内運動場は、愛日小学校と道路を隔てて、あいじつ子ども園に隣接してございます。

それから、施設台帳の写しを添付してございますので、それぞれ御確認いただければと思います。

それでは、第11号議案の提案理由でございます。新宿区立愛日小学校新校舎の落成に伴い、旧屋内運動場を教育委員会として保有する必要がなくなったことから、教育財産としての用途を廃止し、区長部局へ引き継ぐ必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 それでは、説明が終わりました。

まず、第9号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○羽原委員 今回は、幼稚園ということになっていますが、区の職員、あるいは保育園などは整備済みということですか。

○教育調整課長 今回と同時期に提案することになってございます。

○羽原委員 つまり、幼稚園が教育委員会絡みだからということですか。

○教育調整課長 御指摘のとおり、幼稚園職員ということで教育委員会の所管でございますので、教育委員会として改正するというところでございます。

○羽原委員 介護のほうはいろいろあるかと思いますが、里親になっているような職員はいらっしゃるんですか。

○教育指導課長 現在のところ、幼稚園教育職員でこの養子縁組に当たる家庭はございません。

○羽原委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに、どなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、第9号議案については、討論、質疑を終了いたします。

第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第9号議案は原案どおり決定をいたしました。

次に、第10号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、第10号議案の討論、質疑は、終了とさせていただきます。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 それでは、第10号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第11号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

私からの発言でよろしいでしょうか。体育館の上に「愛日」という文字が入っていますよね。文字は当分そのままでしょうか。

○学校運営課長 はい。

○教育長 そのままですね。屋上から場所が見えるようにペインティングをしていますが、それを外すのも予算が必要なもので、位置的に離れているわけではないので、当面そのままにするということですね。

第11号議案については、よろしゅうございましょうか。

〔はいの発言〕

○教育長 ご意見、御質問がないようであれば、第11号議案についても、原案のとおり決定をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 それでは、第11号議案は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成28年度区立学校表彰について

◆ 報告 2 平成28年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について

◆ 報告 3 平成29年度新入学学校選択制度・小学校補欠登録者の繰上げについて

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告3までについて説明を受け、質疑を行います。

事務局からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、報告1でございます。平成28年度新宿区立学校表彰についてでございます。お手元の資料を御覧ください。

1の学校表彰制度の概要でございます。学校表彰制度は、各区立学校における教育実践活動に対する意欲の向上を図るため、教育実践活動の成果について評価し、表彰する制度でございます。新宿区立学校表彰規程というものがございまして、こちらに基づきまして、平成25年度から実施している制度でございます。

教育委員会事務局管理職と幼・小・中学校の校・園長のそれぞれの代表者を構成員とする新宿区教育委員会学校表彰選定委員会がございまして、そちらで評価を行い、表彰を受けるべき表彰校を選定しまして教育長に推薦するものでございます。教育長がその推薦を受け、表彰を決定するというもので、平成29年2月13日に委員会を開きまして、3月1日に教育長が決定をしたというものでございます。

2として、表彰校でございます。今回の表彰校は四谷小学校、標題については天童交歓行事（姉妹校交流）でございます。

3点目の内容でございますが、四谷小学校と天童市立干布小学校のOBやOG、卒業生などによる地域ボランティアの協力のもと、夏は天童市で四谷小学校の6年生が民泊、キャンプ、自然体験を行い、春は、新宿区で干布小学校の6年生が東京探訪等を行うというものでございます。四谷地域の地域行事に天童市民が参加するなど、学校同士の交流だけではなく、地域同士の交流の取り組みともなっております。

この取り組みについては、統合前の四谷第三小学校から引き継いだもので、昭和48年の開始から44年目になるというものでございます。

総合的な学習の時間などを活用して、作品交流等、また、地域への知識等を高めるとともに、地域の愛着を深めるものとなっているといったものでございます。

4点目の表彰校の評価というところでございますが、まず表彰基準につきましては、実施要領がございまして、そちらの内容を若干紹介いたします。教育実践活動が他の学校・園の模範となるもの、また、地域活動の活性化につながるもの、また、社会に大きく貢献しているもの、自己に対する誇りや愛校心を高めるものなどとなっております。そうした観点から審査を行っております。

内容の評価といったところで、諸事情の影響を受け継続することが難しい姉妹校交流を44年間という長期間にわたって取り組んでいる点、特に、統廃合後も引き続き継続しているというのはなかなかまれであり、特筆に値するというものでございます。

また、姉妹校交流という枠組みを超えて、卒業生を含む地域住民同士の交流にもなっているとあったところ。それから、作品交流を通して、児童がそれぞれの地域への愛着を深めているといった点などによりまして、実施要領に則して決定したものでございます。

5点目は、表彰の実施ということで、3月16日を予定してございます。

私からは、以上でございます。

○**教育長** 報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○**今野委員** 前に四谷小学校に行ったときにこのお話を伺いました。それで、詳しく子どもの活動の状況、あるいは地域や親の対応のこともお話を伺いまして、とてもすばらしい活動だなと。しかも、44年ということで、ずっと続けている。途中、大きな事業で大変なので存続が危ぶまれるようなときもあったけれども、これだけの長い間、先輩が行ってきたことを今の段階でやめるわけにはいかないということで、頑張りながら今に至っているということでした。都会の子どもと田舎の子どもが交流をし合っただけということではなかったけれども、とてもその子どもたちの成長にも大きな成果があるというお話を伺っておりました。とてもすばらしい。

前に日本PTA全国協議会の活動紹介の冊子をつくるのをお手伝いしていたときに、東京でも別の学校で同じような取組が1、2カ所、あったような気がしますが、稀有な例ですし、とてもすばらしいので、区全体、あるいは東京都全体にも紹介したい事例だと思っておりました。今回の表彰になるということでとても喜んでおります。いろいろな形で宣伝できればとも思ったりしております。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

参考までに、市谷小学校では金沢（かざわ）小学校との交流を30年近く行っている例もございます。

○**教育調整課長** 市谷小学校の取組は、29回です。

○**教育長** 29回ですね。次回も楽しみにしたいと思います。

○**菊池委員** すばらしい取組だと思いましたが、これは希望する児童たちが行くのですか。それとも、民泊に行くというのは全児童でしょうか。

○**今野委員** 全員ではなくて、希望者ですけども、かなり希望する児童がいるということでしたね。

○**教育長** この取組のすごいところは、OBがとても関わっているんですよ。交流事業に参加

した子たちが、今の子どもたちの面倒を見ていたりしています。

○羽原委員 学童疎開のかかわりで交流があるところ、愛日小学校は二、三年前から、子どもの交流ではないけれども、人のつながりを今つくりつつあるといったことを岡本校長先生がお話しになっていたけれども、ほかにもどこかありますか。

○教育長 私どもで知っているのは、市谷小学校だけです。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、今野委員にもPRにご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告2について御説明をお願いします。

○統括指導主事 では、報告2、平成28年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果についてを御覧ください。

この制度は、新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰実施要綱に基づきまして、昭和61年から行われている制度です。新宿区における学校教育の一層の充実及び新宿区在住の幼児・児童・生徒の健全育成に資するという目的で設置されております。

これは、先日行われました表彰審査会で行われた結果をこの一覧にしております。

団体と個人に分かれまして、団体は、小学校は応募がありませんでした。中学校は3件応募がありまして、3件表彰となっております。

小学校につきましては、7件の申請があり、4件の個人が表彰となっております。

中学校が9件申請あるうち、9件がこのように表彰となっております。

審査基準についてです。審査基準は大きく3つございまして、1つ目、人命救助またはそれに類する行為ということです。2つ目につきましては、学校教育にかかわるクラブ活動や部活動、コンクールにおいて著しい成績を上げたときとなっております。または、他の模範も入ります。3つ目は、心身障害または高齢者に対する福祉、またはこれに類する行為を長期にわたり継続的に実践したということです。

ほぼ全てが(2)と(3)の該当ということで今年度はなっております。

最後に、「参考」となっているところを御覧ください。3名の者が、東京都への表彰ということで申請をしておりました。5件申請いたしまして、3件が表彰対象となりました。対象外となりました2件がございますが、これは区の表彰の中で表彰させていただきました。

以上が、今年度の児童・生徒表彰の審査結果です。

○教育長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問等、ございますでしょうか。

○羽原委員 東戸山小学校の遠田さん、君でしょうか。

○教育長 将棋ですか。

○羽原委員 倉敷王将戦、だから天童に派遣したらよいかと思いました。

○教育長 天童は、人間将棋で有名です。人間チェスの、どこかのヨーロッパの市と姉妹都市を結びましたけれども。

連続して表彰されている児童・生徒もいらっしゃるのです。御紹介いただければ。

○統括指導主事 最近では、砲丸投げの西新宿中学校の鶴見萌々子さん、3年生ですが、こちらの方。それから、新宿中学校の、榎本杏果さん、こちらの2人は連続で表彰されております。

また、シンクロナイズドスイミング日本代表の三井梨紗子さんも小学校6年生のときにシングルで表彰されています。

○教育長 表彰されていたので、なるほどと思いましたよ。つまり、今紹介された2人をはじめとしてこれからが楽しみですね。

それと、今まで余り出てきていなかった、しきなみ子供短歌コンクールの作品はお手元にありますか。

○統括指導主事 申しわけございません。

○教育長 トンボのことを歌った短歌ですが、なかなかのものです。後で御紹介をさせていただきます。

○羽原委員 牛込第三中のピアノの柳川さんというのは、双子ですか。

○統括指導主事 はい、さようでございます。

○羽原委員 珍しいですね。

○菊田委員 格好いいですよ。

○教育長 ピアノコンクールに双子で、デュオで取っているという。

よろしいでしょうか。

○統括指導主事 しきなみ、ございました。よろしければ、読ませていただきます。

○教育長 どうぞ、お願いします。

○統括指導主事 こちらは、しきなみ子供短歌賞、文部科学大臣賞候補、特選入賞、低学年の部。

びっくりだ、トンボの羽は虹色で、体は黄色、めがねは黒い。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

[はいの発言]

○教育長 これだけ学校外等々で頑張っている児童・生徒がいるということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、報告3です。よろしくお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、報告3の平成29年度新入学学校選択制度・中学校補欠登録者の繰り上げについて報告させていただきます。

まず、1点目の抽選校の繰上状況でございます。

対象校といたしましては、西早稲田中学校、新宿西戸山中学校の2校でございます。

繰り上げに当たりましては、入学式までの間に転入者があっても定員を超えない数とし、両校とも134名とさせていただきました。

その結果、西早稲田中学校は全員繰り上げとなっておりますが、残念ながら、新宿西戸山中学校につきましては、繰り上げすることはできませんでした。

次に、2の繰り上げ結果につきましては、2月21日に、全補欠登録者に郵送で結果を通知、発送してございます。

また、2月17日の繰り上げの日をもって補欠登録を解除させていただきました。

最後に、3の各校別の繰り上げ状況でございますけれども、この表と3にございますように、西早稲田中学校は11月の抽選時には補欠登録者が19名ございましたけれども、繰上基準日の2月17日では補欠登録者が10名になりました。先ほど申し上げました受入基準134名に対しまして、その時点の入学予定者が109名でございますので、10人全員の繰り上げとなっております。

新宿西戸山中学校につきましては、11月の抽選時には補欠登録となった方が30名いらっしゃいましたけれども、2月17日時点での補欠登録者は18名となっております。入学予定者が137名でございますので、繰上基準の134名を超えてございますので繰り上げできず、この時点の補欠登録者18名は全員、指定校への入学となっております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

この件について、御質問、御意見、ありましたら、お願いをいたします。

○羽原委員 やはり、定員160名、繰上基準134名というと、26名ぐらいは余裕を見ておかなければ

ればならないということですか。

○学校運営課長 中学校につきましては義務教育学校標準法では40名の定員となっております。ところが、既に御案内のとおり東京都の加配措置で35名での学級編成ということで、その35名を基準として、4クラスで140名というところで、基準は134名と設定させていただいているところでございます。

○羽原委員 そうか、もう一クラスというわけにいかないわけですね。

○教育長 そうですね。

ほかに何か御質問、ありますでしょうか。

○学校運営課長 これは2月17日の時点の状況でございますので、今後、転出入等々でございます。そのときに学区内の入学予定者数が140名を超えたときには、また、その時点での判断等は出てくるかと思えます。

○教育長 今回は、西早稲田中学校と新宿西戸山中学校で、一方は全員繰上げができず、もう一方は全員繰上げができるということです。

よろしいでしょうか。

[はいの発言]

○教育長 結果としてこういう形ということでございます。よろしければ、報告3については、質疑を終了させていただきます。

◆ 報告 4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですけれども、事務局から報告等、ありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

午後 2時35分閉会